十

河

太

朗

はじめに

共犯従属性をめぐる議論の推移

従来の共犯従属性概念(以上五六巻四号)

 \equiv 兀

1 共犯従属性概念の検討 正犯要素の連帯性

Ħ. む 共犯成立の必要条件 す び (以上本号)

一五九 (一一三九)

同志社法学 五六卷五号

四 共犯従属性概念の検討

1

正犯要素の連帯性

正犯要素の連帯的作用を認めるかという問題と、正犯の違法性が共犯の違法性に連帯するかという問題とに分けら 正犯要素の連帯性の問題から検討することにしたい。この問題は、 共犯の構成要件該当性の判断において

一) 共犯における構成要件該当性

れる。

唆者は自ら窃盗の実行行為を行っていない。それにもかかわらず、教唆者にも正犯と同じ犯罪の成立が認められる せた場合、 ているのは、こうした罪名の従属性を前提としたものであるといってよい。たとえば、他人を教唆して窃盗を行わ 帯的に作用すると思われる。刑法六一条ないし六三条が正犯の法定刑を基準に教唆犯および幇助犯の法定刑を定め 則として成立すると解すべきであり、その意味で、 る。 のかという罪名従属性の有無が問題となる。結論からいうと、正犯に成立する犯罪と同じ罪名の犯罪が共犯にも原 (1) 具体的には、 最初に検討するのは、 刑法六一条および二三五条により窃盗罪の教唆が成立し、窃盗罪の法定刑で処罰される。この場合、教 正犯が構成要件に該当すれば、それに加担した共犯についても常に構成要件該当性が肯定される 正犯行為の性質が共犯の構成要件該当性の判断にどのような影響を及ぼすのかであ 構成要件該当性判断の段階においては正犯の要素は共犯にも連

のは、 教唆者が正犯を通じて間接的に窃盗罪の構成要件を実現したといえるからである。このように、 罪名の連帯

性が認められる根拠は、共犯者が正犯の実行行為を通じて間接的に当該構成要件を実現する点にある。

う点に求められるのである。 罰される。その根拠は、公務員でない者も公務員を通じて収賄罪の構成要件を間接的に実現したと評価できるとい が公務員に賄賂を受け取るよう唆した場合、 刑法六五条一項が真正身分犯における身分の連帯的作用を認めているのも、 刑法六五条一項によって収賄罪の教唆が成立し、 同様の趣旨である。公務員でない者 収賄罪の法定刑で処

は、正犯とは異なる罪名の犯罪が共犯に成立することを認めるべきであろう。 いて一般化している。 (2)すでに見たように、 確かに、共犯の過剰のように、正犯者の惹起した結果についての認識が共犯者にない場合に 正犯と共犯の罪名は一致する必然性はないとする理解が判例および学説にお 前述したように、この場合にまで罪

犯の成立が認められるのは当然である。したがって、たとえ正犯が強盗罪であっても、 ものであるから、 名 の従属性を貫徹しようとすると、 罪名と科刑を分離させるのは妥当でない。責任主義の原則からしても、 罪名と科刑が分離することとなるが、罪名は、成立する犯罪の質的評価を示す 共犯者に窃盗の故意しかな 故意のある限度でのみ共

る罪名の犯罪を共犯に認めてよいであろう。共犯も、 承継的共犯のように、 正犯者の引き起こした結果と共犯行為との間に因果関係が存在しない場合も、 自らが惹起した結果についてのみ責任を負うのは当然である 正犯と異な

ければ窃盗罪の共犯が成立するにすぎない。

から、共犯成立のためには、因果関係の存在が必要となる。そして、承継的共犯の場合、共犯者が関与する以前に

五六卷五号

同志社法学

ことはできない。この場合、先行行為者である正犯者は強盗殺人罪であっても、 発生した結果と共犯行為との間に因果関係は存在しないのであるから、この結果について共犯者に責任を負わせる 後行行為者である共犯者は強盗罪

の幇助にすぎないというように、正犯の罪名が共犯に連帯しないこととなるのである。

の間に因果関係が認められる以上は、 間接的に当該構成要件を実現したと評価できるという点にある。そして、共犯者に故意があり、 が成立すると解すべきではないだろうか。先述のように、罪名従属性が認められる根拠は、共犯者が正犯を通じて 共犯者にあり、また、 このように、正犯の惹起した結果について故意を欠く場合や、共犯行為と結果との間に因果関係が存在しない場 共犯と正犯との間で罪名が異なることもある。しかし、逆にいうと、正犯が惹起した結果についての認識 共犯行為と結果との間に相当因果関係が存在する限り、 共犯者はその構成要件を間接的に実現したと評価でき、 共犯には常に正犯と同じ罪名の犯罪 罪名の従属を肯定し 共犯行為と結果と

よい。 ことを認識しつつ、これに加功しているのであるから、非身分者は身分犯の構成要件を間接的に実現したといって めるべきであるということになろう。 正犯と共犯には異なる罪名の犯罪が成立することとなる。 したがって、この場合に身分犯の共犯の成立を否定する理由は存在しないように思われる。 通説および判例は、この場合に身分犯の共犯の成立を否定しており、 しかし、非身分者は身分者が当該身分犯を実現する

そうだとすると、不真正身分犯における身分者の行為に非身分者が加功した場合には、身分犯の共犯の成立を認

てよいと解されるのである。

(3)このように構成要件の段階における正犯要素の連帯性を肯定する見解に対しては、共犯者が法益主体である

犯として処罰されることになるし、客が店員にわいせつ物を販売してくれるよう求めた場合も、 罪名の犯罪が常に共犯にも認められるとすると、たとえば自己を殺害するよう他人に依頼した者は同意殺人罪の共 場合や、必要的共犯の一方に処罰規定が存在しない場合に不都合が生ずるとの批判が向けられている。正犯と同じ わいせつ物販売罪

の共犯が成立することになり、 力となり、そうした見解からも、罪名従属性を肯定する立場においてはそれらの場合に教唆犯が成立することにな 妥当でないという批判が加えられている。 犯人が他人に自己を蔵匿させたり自己の刑事被告事件の証拠を隠滅させたりする場合を不可罰とする見解が有 不当な結論に至るのではないか、というのである。また、最近では、 未遂 0) 教唆

志向惹起説)である。 そこで、共犯の構成要件該当性の判断を正犯のそれから完全に独立したものと解するのが、純粋惹起説 純粋惹起説によると、共犯も正犯と同じく自ら構成要件を実現するがゆえに処罰されるので (独立性

共犯において構成要件該当性が認められるためには、

共犯者自身がすべての構成要件要素を充足する必

た場合の不可罰性を容易に説明することができよう。たとえば、自己を殺害するよう他人に依頼したが、未遂に終 罪名は当然に異なりうる。こうした純粋惹起説の立場からは、構成要件に該当する正犯行為に法益保持者が関与し 要がある。 その結果、 構成要件該当性は、各関与者の固有の事情に応じて個別的に判断されるから、 正犯と共犯の

た、 を殺害することであるところ、自己を殺害するよう依頼した者は他人の生命を何ら侵害していないからである。ま 通説は、 刑法六五条二項により加減的身分は共犯者間において個別的に作用するとしているが、これも、

嘱託殺人罪の共犯の構成要件には該当しない。嘱託殺人罪の構成要件は、

嘱託を得て「他人」

わったという場合、

共犯従属性概念の再構成(二・完

与者の固有の事情をもとに構成要件該当性を確定する純粋惹起説からは当然の帰結であるといえる。

上、その行為は身分犯の構成要件を充足しないということになるからである。 者の行為に非身分者が加功した場合は不可罰となるであろう。たとえば、公務員でない者が公務員に賄賂を受け取 的に実現したと評価できる以上は共犯もその点について責任を負うといえるからであると解されるのである 身分犯の共犯として処罰しているのは、 的に妥当でないばかりか、 るよう唆した場合、 か もっぱら共犯者の固有の事情から共犯の構成要件該当性の有無を判断するとすれば、 罪名従属性を全面的に否定する純粋惹起説の見解は支持することができない。 教唆者の事情を基礎に構成要件該当性を判断すると、 刑法六五条一項に反するであろう。刑法六五条一項が真正身分犯に加功した非身分者を 既述のように、共犯が正犯の行為に関与することによって構成要件を間接 教唆者自身は公務員という身分を欠く以 しかし、そうした帰結は、 正犯行為の性質とは全く 真正身分犯の身分 刑事政策

れることを認めている。混合惹起説は、法益侵害を共犯の独立的な要素と捉えて、当該法益が共犯者に対して保護

(4)

混合惹起説

(従属的法益侵害説)

も、

一定の場合に共犯の構成要件該当性が正犯のそれから独立して評価さ

の一方に処罰規定が存在しない場合には、 されていない場合には共犯者は法益を侵害したとはいえないから、 たとしても共犯の構成要件該当性は否定されると主張する。そして、共犯者が法益主体である場合や、 当該法益が共犯者に対して保護されていないため、 たとえ構成要件に該当する正犯の行為に関与し 法益侵害の事実は認 必要的共犯

に対しては保護されていないとして、 められず、 共犯者の行為は構成要件に該当しないとするのである。さらに混合惹起説は、 犯人が他人に自己の刑事被告事件の証拠を隠滅するよう依頼した場合につい 証拠隠滅罪の法益は犯人

ても証拠隠滅罪の共犯の成立を否定しようとする。

学説の中には、買主を一種の被害者と解し、買主は法益を侵害していないと説明するものもあるが、わいせつ文書 販売罪は社会法益に対する罪であるから、買主は法益主体とはいえない。したがって、買主を被害者とする解釈に はそのような説明は妥当しない。たとえば、客が店員にわいせつ文書を販売するよう求めた場合、 が法益の保護を放棄しているため、法益自体が存在しないと評価できるからである。しかし、必要的共犯の場合に しくは被害者である場合には、その共犯者は法益を侵害しえないといってもよいであろう。法益主体である共犯者 の法益を侵害できない地位にあるという趣旨であると解することは可能であろうか。確かに、 も必ずしも明確にはされていない。たとえば、「当該法益が共犯者に対して保護されていない」とは、共犯者がそ . せつ物販売行為に加担することによって社会の性秩序という法益を間接的に侵害したことは疑いないのである。 いかなる場合に「当該法益が共犯者に対して保護されていない」といえるのかは、混合惹起説において 共犯者が法益主体も 買主が売主のわ

罪の法益が犯人に対しては保護されていないからであり、 いる場合を指すのかもしれない。たとえば、証拠隠滅罪において犯人が行為主体に含まれてい あるいは、「法益が共犯者に対して保護されていない」とは、当該構成要件が一定の者を行為主体から除外して したがって、犯人が他人を教唆して自己の刑事被告事件 ないのは、 証 拠隠滅

は無理があろう。

である。しかし、そうだとすれば、純粋惹起説になされたのと同じ批判が混合惹起説にも妥当することになる。構 の証拠を隠滅させても、 構成要件の予定する法益を侵害したとはいえず、証拠隠滅罪の共犯は成立しないとするの

同志社法学

ない。たとえば、収賄罪において非公務員は行為主体から除かれているから、収賄罪の法益は非公務員に対しては らないからである。実際、 事情をもとにその構成要件該当性を判断することに帰着するのであり、これはまさに純粋惹起説の考え方にほかな 成要件上行為主体とされていないことを理由にその者について共犯の成立を否定するということは、共犯者自身の 右の基準からすると、真正身分犯に加功した非身分者の可罰性を基礎づけることができ

保護されていないということになり、公務員の収賄行為に非公務員が加功しても不可罰となってしまうであろう。

混合惹起説は、法益侵害を共犯の独立的な要素と捉え、法益侵害の事実が存在しない場合には共犯は構成要件に

ありうるのである。 傷害罪において被害者の同意が構成要件阻却事由ではなく違法性阻却事由とされていることからも明らかなよう 該当しないというのであるが、そもそも法益侵害の不存在は、必ずしも構成要件阻却を基礎づけるものではない。 保護されるべき法益が存在せず、法益侵害の事実がない場合であっても、 結局、 共犯者自身が法益を侵害したかどうかを基準に共犯の構成要件該当性を確定することは 構成要件該当性が肯定されることは

(二) 共犯における違法性阻却の判断

できないように思われる。

- (1) 以上検討してきたように、共犯者が正犯の構成要件該当行為を認識しながら、これに関与する限り、
- 体である場合も構成要件該当性は認められることになる。たとえば、自己を殺害するよう依頼した場合、 正犯と同じ罪名の犯罪が成立することを否定すべき理由は存在しない。こうした見地からすると、共犯者が法益主 他人が嘱

を販売してくれるよう売主に求める場合、売主を教唆してわいせつ文書販売罪の実行行為を行わせたことは否定で 成要件に該当することは否定できないように思われる。必要的共犯の場合も同様である。 託殺人罪の実行行為を行うことを認識しつつ、これに加担しているのであるから、その行為が嘱託殺人教唆罪の構 たとえば、 わいせつ文書

きないから、

わいせつ文書販売教唆罪の構成要件に該当するといわなければならない。

はない。 る構成要件該当性が認められたというにすぎない。共犯が違法かどうかを決定するためには、さらに違法性阻却事 罪名の確定は構成要件該当性の問題であるから、正犯の罪名が共犯に連帯するということは、 このように主張することは、正犯が違法であれば常に共犯も違法になるということを意味するわけで 共犯におけ

由

の有無を検討する必要がある。

件該当性の判断も、 されている構成要件に該当するか否かを類型的・形式的に判断するのである。ところで、 段階では、 人罪の共犯の構成要件該当性が認められるべきであるし、また、わいせつ文書販売罪の正犯行為に加功した以上 法で有責な行為の類型であり、それゆえ、 ここで注目したいのは、構成要件該当性と違法性阻却との判断構造の違いである。構成要件は、処罰に値する違 正犯の実行行為すなわち基本的構成要件に該当する行為に関与することであるから、 違法ないし責任という個別的・実質的判断にかかわる具体的事情を捨象し、当該行為が刑罰法規に規定 たとえば、 正犯にどのような構成要件を実現させたのかという観点から形式的・ 嘱託殺人罪の正犯行為に加担すれば、行為者が法益主体であるかどうかとは無関係に嘱託殺 構成要件該当性の判断は形式的・類型的である。 共犯における構成要件の 類型的になされなけれ すなわち、 共犯における構成要 構成要件の

五六卷五号 (一一四七)

る

同志社法学

五六巻五号

は、 それが買主の行為であるかどうかを問わず、わいせつ文書販売罪の共犯の構成要件該当性が肯定されるのであ

と、 ても共犯の行為を適法とすることは可能であるということになる。 する場合がありうる。 相反する様々な利益を比較衡量し、 これに対し、違法性阻却の判断は実質的・非類型的なものであり、そこでは、 行為の具体的な事情は関与者ごとに異なるから、 つまり、違法性を否定する事情が共犯者にのみ存在するときには、 違法性の有無および程度を個別的・実質的に判断することになる。そうする(g) 違法性阻却の有無の判断は、 当該行為の具体的事情を基礎に、 共犯関係にある者の間でも相違 正犯の行為が違法であっ

者の一方について正当防衛が認められれば、他方も当然に正当防衛になるとされている。町野教授も、 ことになろう。たとえば、 (2)これに対し、修正惹起説(従属性志向惹起説)を徹底すれば、 曽根教授は、 共犯者間において正当防衛の急迫性の判断が異なることはありえず、 違法性阻却事由の判断は共犯者間で共通する 共犯者が正 共犯

侵害・危険に求める結果無価値論の考え方であろう。法益侵害はすべての関与者にとって共通の事実であるため、 している以上、共犯も違法となると主張されている。これらの見解の基礎となっているのは、(⑮) あるとしても、 自明の理であるといわれる。また、混合惹起説に立たれる山口教授も、たとえ共犯自身に違法性阻却事由の適用が自明の理であるといわれる。また、混合惹起説に立たれる山口教授も、たとえ共犯自身に違法性阻却事由の適用が 犯者の行為を惹起し、さらに正犯者が違法結果を惹起すれば、共犯者も違法結果を惹起したことになるというのが 正犯について違法性阻却事由の適用が否定される場合には、違法に法益を侵害する正犯行為を惹起 違法性の本質を法益

結果無価値論においては、

違法性の評価は各人において一致することとなるのである。

法な結果を惹起したことは否めない。 は正当防衛にほかならないからである。確かに、一面では、YはXの違法な行為に加担しており、それによって違 なるが、そのために共犯であるYの行為までが違法になると解すべきではないだろう。実質的に見れば、Yの行為 害するよう命じたところ、Xは正当防衛の意思なしにAを殺害したという事例を想定してみる。仮に正当防衛の成 れる。たとえば、AがXを殺害しようとしているのを発見したYが、Xに正当防衛をさせようと思ってXにAを殺 立には正当防衛の意思が必要であるとの見解に立てば、この場合、正犯であるXの行為は違法であるということに しかし、正犯が違法であれば常に共犯もこれに連帯して違法になると解すると、不都合な結論に至るように思わ しかし、 他面、 Yは急迫不正の侵害に対して防衛の意思に基づきXの生命を

がある限り、 させた場合、 また、おとり捜査の場合も違法の相対性が認められるであろう。捜査官Xが身分を秘して密売人Yに麻薬を販売 Yは麻薬販売罪の正犯として処罰されるが、Xの行為は、捜査上やむをえない手段であるなどの事情 麻薬販売罪の共犯の構成要件に該当しても、正当業務行為として違法性が阻却されることになろう。

の殺意を喚起して殺人を実行させているため、その行為は殺人罪の教唆犯の構成要件に該当するが、違法性を阻却

防衛したのである。両者の利益を比較衡量すれば、後者が前者に優越するといってよい。このようにして、

Y は X

この場合も、 XがYの行為を通じて違法な結果を間接的に実現したことは否定できないが、 捜査の必要性という利

実際、修正惹起説の論者も、正犯が違法であっても共犯が違法とならない場合があることを認めている。 曽根教

益がそれを上回るために違法性を阻却するのである。

共犯従属性概念の再構成(二・完 五六卷五号 一六九 (一一四九

五六卷五号

事務官の行為は違法であったとしても、これを唆した新聞記者の行為は取材活動の保護の観点から違法性が阻却さ 法性阻却が問題となる場面では量的な意味での違法の相対性は認めざるをえないであろうとされている。(ヒタ) れうるとし、 の事情を加味して考えると、Xの行為は可罰的違法であるのに対し、教唆者であると同時に被害者でもあるAに 件的結果を惹起したという点では直接・間接の違いこそあれXの正犯行為とAの教唆行為との間に本質的な違 したがって、被害法益の観点からすれば両者の間に違法性の質的相違を認めることはできないが、 XがAの依頼に基づきAの生命に危険を及ぼすような重大な傷害を負わせたという事例を挙げられ、 自己の法益の処分という利益が不完全ながら実現しているため可罰的違法性が否定されると述べられ、 「外務省機密漏泄事件」のように、外務省事務官が新聞記者から依頼されて機密文書を渡した場合は、 違法の相対性が生ずることを肯定されている。⁽¹⁹⁾ また、 行為者側 構成要 町 違 は 0

- 解からすると、正犯要素の連帯性が問題となる事例はどのように解決されるのであろうか。 阻却の判断においては正犯が違法であっても共犯の違法性が否定されることはありうる。それでは、このような理 (3)このようにして、 構成要件該当性に関しては原則として正犯と同じ罪名の犯罪が共犯に成立するが、
- 構成要件該当性は肯定される。 棄しているために法益が存在しないと考えられ、被害者の同意の法理と同様の趣旨から、その行為は違法性を阻却 自己を殺害するよう依頼したというように、 しかし、違法性阻却の有無を判断すると、法益主体である教唆者が自己の法益を放 共犯者が法益主体である場合、 先述したように、 嘱託殺人教唆罪の

すると解されるのである。

に、買主を被害者とすることはできないから、被害者の同意の法理による違法性阻却は認められない。 してくれるよう売主に求める場合、わいせつ文書販売教唆罪の構成要件に該当する。そして、すでに述べたよう 必要的共犯において共犯者が不可罰とされる根拠も、違法性阻却に求められる。たとえば、わいせつ文書を販売 しかし、わ

犯として処罰する必要はないというのが、立法者の意思であるといえる。このように考えると、 行為は同時に、 は、 いせつ文書の販売において買主の行為が当然に予想されるにもかかわらず、これを処罰する規定が存在しない いせつ物販売の教唆もしくは幇助に当たる場合でも、 購買行為には当罰性がないために立法者がこれを処罰の対象から除外したからであると解されるところ、 わいせつ物販売の教唆もしくは幇助としての側面をも有しているのが通常であるから、 やはり当罰性が認められず、これをわいせつ物販売罪の 買主の行為は可罰 購買行為が 購買

共

. の

的違法性がなく、違法性を阻却すると解されるのである。

るというべきであろう。 た事情を基礎とすれば結果発生の危険性がおよそなかったという場合には、可罰的違法性がなく、違法性を阻却す るからである。したがって、未遂の教唆は、原則として可罰的であるといってよい。ただし、教唆者の認識してい められるであろう。 未遂の教唆の問題については、次のように考えられる。未遂の教唆の場合、 正犯は未遂罪の構成要件に該当しており、 教唆者はそのことを認識しつつ、これに関与してい まず、 教唆犯の構成要件該当性は認

犯人が自己を蔵匿し、 または自己の刑事事件の証拠を隠滅するよう他人に依頼した場合はどうか。この場合、正

同志社法学

五六巻五号

一七一(一一五一)

共犯従属性概念の再構成

(二・完

由も見当たらない。 上、犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪の教唆犯の構成要件該当性は認められる。また、犯人について違法性を阻却すべき事 しかし、そもそも犯人自身について蔵匿や証拠隠滅が不可罰とされているのは、犯人がそのよ

うな行為をすることは無理もないのであって、期待可能性が類型的に乏しく、可罰的責任が存在しないとの理由に

よる。そうだとすると、責任の個別性の原則により、正犯と共犯の責任は個別的に判断されるから、正犯者にとっ ては他人の蔵匿あるいは証拠隠滅であるので責任は肯定され、犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪の成立が認められるが、共

犯者にとっては自己の蔵匿もしくは証拠隠滅にほかならないため期待可能性がなく、 責任が否定されて不可罰にな

(1) 西田典之『新版 共犯と身分』(二〇〇三年) 二八〇頁

2

ると解される。

3 拙稿「共犯と身分の一考察(二・完)」愛媛法学会雑誌二八巻一号(二〇〇一年)五一頁以下参照。

大谷實『新版 刑法講義総論 [追補版]』(二〇〇四年) 四七九—四八〇頁。

- 4 松宮孝明「『共犯の処罰根拠』について」同『刑事立法と犯罪体系』(二〇〇三年)二八〇―二八一頁 山口厚『刑法総論』(二○○一年)二五五頁、井田良「共犯の処罰根拠と従属性」現代刑事法二九号(二○○一年)一一七頁
- 5 | 井田・前掲注(4)一二一頁、松宮・前掲注(4)二八○—二八一頁、中山研一『概説刑法Ⅰ [第二版]』(二○○○年)二六
- (6) 大越義久『共犯の処罰根拠』(一九八一年)一四一頁、高橋則夫『共犯体系と共犯理論』(一九八八年)一四四頁。Roxin, Zum Strafgrund der Teilnahme, Festschrift für Stree und Wessels, 1993, S. 366
- (~) Roxin, a.a.O. (Anm. 6), S. 370.

- 8 (4)二八九頁注四八、豊田兼彦「必要的共犯についての一考察(一)」立命館法学二六三号(一九九九年)二〇七頁以下参照。 西田典之「必要的共犯」阿部純二ほか編『刑法基本講座第四巻 未遂/共犯/罪数論』(一九九二年)二六八頁、松宮・前掲注
- 9 平野龍一『刑法総論Ⅱ』(一九七五年)三七九頁、町野朔「惹起説の整備・点検 ―― 共犯における違法従属と因果性

『内藤謙先生古稀祝賀 刑事法学の現代的状況』(一九九四年)一二五頁、内田文昭『改訂刑法I(総論)[補訂版]』(一九九七年 一八四頁

11 平野・前掲注(9)二四九頁、大塚仁『刑法概説(総論)〔第三版〕』 (一九九七年)四〇〇頁注(二)、大谷・前掲注 2 =

10

Roxin, a.a.O. (Anm. 6), S. 370

七二頁。これに対して、前田雅英『刑法総論講義[第三版]』(一九九八年)一一四頁、木村光江「被害者の同意」西田典之ほか

題と位置づける。この点については、井田良「被害者の同意」現代刑事法一四号(二〇〇〇年)八七一八八頁参照 『刑法の争点[第三版]』(二○○○年)四二―四三頁、山口・前掲注(4)一三九頁は、被害者の同意を構成要件該当性の間

13 曽根威彦「判批」同『刑事違法論の研究』(一九九八年)二七三頁以下。

12

大谷‧前揭注(2)九九頁、二六一頁

15

山口・前掲注(4)二九二頁

14 町野·前掲注(9) 一二一頁。

16 大越·前掲注(6)二四〇頁。Schmidhäuser, Straffecht, Allgemeiner Teil, 2. Aufl., 1975, Rdnr. 14/177; Kienapfel/Höpfel, Grundriß

des österreichischen Strafrechts, Allgemeiner Teil, 9. Aufl., 2002, E4 Rdnr.33ff., E5 Rdnr.30

大谷·前揭注(2)四六一頁。最決昭和二八年三月五日刑集七巻三号四八二頁、

東京高判昭和五七年一月一五日判時一〇九五

17

19

町野・前掲注 (9) 一二五頁

号一五五頁、東京高判昭和六〇年一〇月一八日刑月一七卷一〇号九二七頁、 頁、東京高判昭和六二年一二月一六日判タ六六七号二六九頁など参照 横浜地判昭和六二年四月二七日判夕六四〇号二三二

18 曽根威彦『刑事の重要問題 [総論] 補訂版』(一九九六年) 二九四頁

共犯従属性概念の再構成(二・完 五六卷五号 七三(一一五三)

- 20 団藤重光『刑法綱要総論第三版』(一九九一年)四三二頁注(3)、前田・前掲注(11)三七九頁、大谷・前掲注(2)四二〇
- 21 頁 大谷·前掲注 違法性が阻却されるとする。さらに、大谷・前掲注 (2)四○六頁は、事後的に観察すれば法益侵害の危険性の全く認められないような場合には可罰的違法性がな 2 四五九頁参照
- 22 大谷實『新版 刑法講義各論 [追補版]』(二〇〇二年) 五九九—六〇〇頁、六〇四頁。

2 共犯成立の必要条件

ę, 次に検討するのは、共犯が成立するために正犯行為はいかなる要素を具備する必要があるのかである。ここで 共犯の構成要件該当性を肯定するための必要条件という問題と、共犯の違法性を認めるための必要条件という

(一) 共犯における構成要件該当性の判断

(1)

問題とを分けて論ずることとする。

点を否定的に解するのが、 純粋惹起説である。 純粋惹起説は、共犯成立の基礎となるべき正犯行為は必ずしも構成

まず、共犯の構成要件該当性を肯定するために正犯行為は構成要件に該当することは必要であろうか。この

要件に該当することを要せず、いわゆる最小従属性すら必要でないと主張する。

意ある道具もしくは目的なき故意ある道具を利用する場合など、これまで間接正犯に当たるとされてきた事例を共 純粋惹起説のねらいは、共犯の成立要件を緩和することによって、他人の過失行為を利用する場合や身分なき故

点がある。 犯の範疇に取り込み、 て扱われるから、 るときには 純粋惹起説においては、 確かに間接正犯の成立範囲は限定されるが、その反面、共犯の成立範囲が不当に広くなるという問 過失の器物損壊や過失の秘密漏示に対する共犯も可罰的となるし、医師が看護師に他人の秘密を 間接正犯の成立範囲を可能な限り限定しようとするところにある。しかし、純粋惹起説によ 正犯行為は構成要件に該当する必要はなく、 かつ過失行為への加功は共犯とし

したといえるからである。 も傷害罪や器物損壊罪の共犯として処罰されることになりかねない。共犯者は、 しかし、刑法上不可罰とされている行為に関与した者が処罰されるという結論は妥当で 間接的に他人の身体や財物を侵害

犯罪の成立を判断すべきだとする純粋惹起説の主張を徹底すると、他人の自傷行為や自損行為を教唆・

幇助した者

| 秘密漏示罪の共犯が成立することになろう。また、各関与者の事情に応じて個別的に

漏示するよう唆した場合も、

ないように思われる。

そもそも現行刑法は、

採用しており、これによると、 処罰拡張事由として第二次的な責任を問われるものにすぎない。そうだとすると、第一次的責任類型である正 構成要件の実現に関与した者のうち第一次的な責任を負うのは正犯であり、 共犯

複数の者が犯罪に関与した場合に各関与者を正犯と共犯に区別する、

1

わゆる共犯体系を

あろう。 (4) 犯行為が構成要件に該当しない以上、第二次的責任類型である共犯についても構成要件該当性は否定されるべきで

は、 (2)こうした純粋惹起説の欠陥を是正するため、山中教授は、 可罰的不法従属説を唱えられている。 間接正犯

当該行為が可罰的であるという認識すなわち可罰的規範的障害を欠く者を利用するところに特徴があるのに対

五六卷五号

七五

一五五五

現行法上不可罰とされているから、可罰的不法は存在せず、したがって、それらの行為に関与しても共犯は成立し 5 ない。このように解することによって、これまで純粋惹起説に向けられてきた批判を回避することができるとされ は従属する必要があると主張される。たとえば、過失の器物損壊や過失の秘密漏示あるいは自傷行為・自損行為は 共犯は正犯の実行行為すなわち構成要件に該当する違法な行為に従属しなくてもよいが、 共犯は 可罰的規範的障害を持つ者を介して結果を実現するときに成立する。 山中教授はこのような前提か 他人の可罰的不法に

るのである。

刑罰法規とはまさしく構成要件にほかならないから、 かの刑罰法規によって刑法上の犯罪とされている行為を意味すると考えられる。そうだとすると、犯罪を規定する 壊等の行為は不可罰とされているため可罰的不法がないとされていることからすると、「可罰的不法」とは、 的不法従属説を採用されたことによって実質的に純粋惹起説を放棄されたと評すべきであろう。 最小従属性すら必要でないとする立場を指すのであるから、可罰的不法従属説は、もはや純粋惹起説には当たらな 該当しない限り共犯の成立は認められないということになるが、そもそも純粋惹起説とは、 は、ほとんどの場合、 確かに、過失の器物損壊等への加功を不可罰とする結論自体は妥当であるといえる。しかし、山中教授は、 最小従属性説ないし制限従属性説と同じ結論に至るからである。山中教授が、 可罰的不法従属説においては、原則として正犯が構成要件に 共犯の成立要件として 可罰的不法従属説 何ら

山中教授は、 いわゆる身分なき故意ある道具の事例においては構成要件に該当する正犯行為が存在し いというべきである。

される。右の事例でいうと、公務員である夫の収賄教唆という犯罪行為に加功した妻は刑法六五条一項により収 は「正犯行為」に従属する必要はなく、単に「犯罪行為」に加功すれば足りるのである。「犯罪行為」は正犯だけ 共犯とすると規定しているが、「正犯行為」に加功したとき、とはしていない。つまり、真正身分犯の場合、 でなく狭義の共犯も含むから、 いわれる。公務員である夫が公務員でない妻に賄賂を収受させた場合につき、 なくても共犯の成立は認められるとされ、この点で可罰的不法従属説は最小従属性説や制限従属性説とは異なると 妻は収賄罪の幇助、 山中教授は次のように説明される。刑法六五条一項は、 夫は収賄罪の教唆になるとされ、いわゆる「正犯なき共犯」を肯定される。 刑法六五条一項は、 真正身分犯につき共犯に対する共犯をも認める趣旨であると解 非身分者が身分者の「犯罪行為」に加功したときは 山中教授は、 従来の純粋惹起説と同 その根拠につ 共犯

賄幇助罪とすることも可能となる。 (6) れも他人の犯罪行為すなわち可罰的不法に加功しているので、 行為を唆している以上やはり刑法六五条一項により収賄罪の教唆が成立する。このようにして、夫および妻は 罪の幇助となる。また、公務員でないことを消極的身分と解すれば、夫も、公務員でない妻の収賄幇助という犯罪 しかし、このような説明を支持することはできない。山中教授は、 山中教授は、このようにいわれるのである。 可罰的不法従属説からは、 立論の出発点において、 夫を収賄教唆罪、 妻が公務員である夫

いず

となる夫の行為が可罰的不法に当たる行為であることを証明しなければならない。それでは、なぜ夫の行為は可罰 「可罰的不法に従属する必要があるから、 妻に共犯の成立を認めるためには、その前提として、まず従属の対 の犯罪行為に加功したとして妻に収賄罪の幇助の成立を肯定されているが、

可罰的不法従属説によれば、

共犯は

他

五六卷五号

て、可罰的不法従属説に立つ以上、真正身分犯において「正犯なき共犯」を認めることは許されないはずである。 収賄教唆は妻の収賄幇助に従属するとするものであるから、それは循環論法であるといわざるをえない。 為が犯罪行為に当たり、 的不法行為であるといえるのであろうか。山中教授の見解によると、夫も共犯なのであるから、夫の行為が可罰的 て初めて成り立つはずである。結局、 ように、妻の行為が犯罪行為に当たるという結論は、夫の行為が可罰的不法に当たる行為であるという前提に立っ であるというためには、 夫はこれに加功したから夫の行為は可罰的なのだ」と説明されるのであるが、 夫が他人の可罰的不法行為に加功したことが必要となる。この点、 山中教授の見解は、 妻の収賄幇助は夫の収賄教唆を前提として成立し、 山中教授は、「妻の行 右に述べた したがっ

ちろん不可罰であるし、 れゆえ、故意行為に対する共犯ばかりでなく、過失行為や無過失行為に対する共犯も可能となる。無過失行為は 罪の行為無価値が正犯に存在する必要はないということになる。そして、故意・過失・無過失は結果無価値ではな く行為無価値に属するから、正犯行為は、故意を有する必要はなく、過失や無過失によるものであってもよい。そ される。このような前提に立てば、共犯が成立するためには正犯に結果無価値があれば足り、共犯に成立すべき犯 与者にも共通するのに対し、行為無価値は人的違法であるため、その有無や程度は各関与者において個別的に判断 夫教授の見解がある。 (3)なお、共犯成立のために正犯行為は必ずしも構成要件に該当することを要しないとする見解として、 高橋教授によれば、結果無価値すなわち法益侵害は物的違法であるから、その評価はどの関 過失行為の中にも器物損壊のように不可罰とされているものは存在するから、共犯成立の

基礎となるべき正犯行為は構成要件に該当することを要しないのである。

果無価値すなわち法益侵害もしくはその危険は存在しなければならないのであるから、共犯は客観的に違法な正犯 高橋教授は、このように構成要件に該当しない正犯行為に対する共犯の成立を肯定するとしても、正犯行為に結

は純粋惹起説と同じであるといわざるをえない。そうだとすれば、共犯の成立範囲が不当に広くなるという批判 ば足り、その他人の行為が構成要件に該当することは必要でないという帰結を承認するものであるから、 行為には従属するのであり、その点で、自説は依然として制限従属性説にほかならないと述べられている。 この見解は、 結局は、 共犯が成立するためには何らかの他人の行為を介して法益を侵害したという事実があれ その実体 過失に対 しか

が、 秘密という法益を侵害しているから、それに従属して秘密漏示罪の共犯が成立することになってしまう。 する共犯も可能であるとすると、たとえば、看護師が医師の過失を利用して秘密漏示をさせた場合、 この見解にも妥当することになる。高橋教授の見解のように、 :が他の看護師に秘密漏示をさせた場合も、 正犯による結果無価値が存在する以上、 共犯は正犯の法益侵害のみに従属し、 秘密漏示罪の共犯の成立を 医師は個人の また、看

在しなければならないという結論に達した。それでは、正犯行為はさらに違法性をも備えている必要があるだろう

共犯の構成要件該当性が認められるためには少なくとも構成要件に該当する正犯行為が存

否定できない。このようにして、高橋教授の見解も支持しがたいのである。

(4)

以上の検討から、

具備する必要はないと解される。その意味では、最小従属性説が妥当であるといえる。 か。 結論からいうと、 共犯の構成要件該当性の要件として、 正犯行為は構成要件該当性があれば足り、

通

制限従属性説を採用し、 共犯が成立するために正犯行為は構成要件に該当し違法性を有しなければなら

五六卷五号

同志社法学

ないが、 正犯が違法性を備えていることは共犯の構成要件該当性の要件であるというのが、通説の理解であると推測され ないと解している。これが、共犯の構成要件該当性の要件として違法な正犯行為の存在を要求するものであるの それとも、 一般に、共犯の成立要件として、正犯の違法な実行行為が行われることが挙げられている点からすると、 正犯の違法性が阻却されれば共犯の違法性も阻却されるとする趣旨であるのかは必ずしも判然とし

る。

件とは次元の異なる問題というべきであるから、他人の適法行為の利用が間接正犯となるという点は、 られているように、 法行為を介して結果を実現すれば、通常、その背後者には間接正犯が成立するといってよい。しかし、一般に認め の利用は間接正犯となるから、違法でない行為に対する共犯は認められないというものである。確かに、 ることは可能であるということになろう。そして、すでに述べたように、そもそも間接正犯の成否と共犯の成立要 などの理由で正犯性が否定されることもありうる。そうだとすると、違法性を阻却する行為に対する共犯を想定す い。このような理解を前提とすると、他人の適法行為に関与した場合にも、一方的な利用・支配関係が存在しない それでは、 通説はなぜ正犯行為に違法性を要求するのであろうか。第一の論拠は、 間接正犯の成立が認められるためには直接正犯と同視しうる実体を備えていなけ 違法性を阻却する他人の行為 最小従属性 ればならな 他人の適

第二の論拠として、最小従属性説のように正犯行為は構成要件に該当すれば足り、違法性を要しないと解する

説を否定する論拠にはならないのである。

と 共犯の成立範囲が不当に広くなるという点が挙げられる。たとえば、医師の正当な治療行為や、正当な懲戒行

は、 小従属性説によるときには傷害罪や暴行罪の共犯が成立することになってしまうというのである。しかし、 為としての有形力の行使に関与した場合、正犯の行為は傷害罪もしくは暴行罪の構成要件に該当しているから、最 共犯成立の必要条件の問題と、 正犯要素の連帯性の問題とを混同した批判である。すでに述べたように、

犯成立の必要条件であるとする見解にすぎず、正犯が構成要件に該当すれば常に共犯が処罰されると主張するもの ら違法な結果を惹起していないのであるから、 ではない。 に作用するのかという問題とは区別して論ずる必要がある。つまり、最小従属性説は、正犯の構成要件該当性が共 の成立のために正犯がいかなる要素を具備することが必要かという問題と、正犯のいかなる要素が共犯にも連帯的 右の事例でいうと、正犯行為が傷害罪もしくは暴行罪の構成要件に該当するものであっても、 共犯の違法性が否定され、不可罰となると解することは、 最小従属 共犯は何

はないから、 ものである。確かに、正犯につき違法性が阻却される場合は、これに加功した共犯も違法な結果を惹起したわけで(ヒラ 介入することは不要・不当であり、 刑法が禁圧しようとしているのは違法な構成要件該当事実であるから、違法性を阻却する行為に刑法が 処罰すべきではないとも考えられる。しかし、仮にそうだとしても、それは共犯の構成要件該当性の したがって、そのような行為に関与した場合も当然に不可罰とすべきだという

性説においても可能なのである。

為を行うか否かを基準とするもの、 このことは、正犯と共犯の限界をめぐる議論を見れば明らかになる。正犯と共犯の限界については、自ら実行行 構成要件に該当する事象を支配しているかどうかを基準とするものなど、様々

同志社法学

問題ではなく、

共犯の違法性阻却の問題であると解すべきではないだろうか。

同志社法学 五六卷五号

犯と共犯の区別が論じられていることにかわりはない。つまり、 な見解が主張されているが、いずれにしても、構成要件に該当する事実をどのように実現するかという観点から正 正犯か共犯かは、その違法性阻却の有無を問題と

阻却の有無は、共犯の構成要件該当性の判断には影響しないというべきであろう。正犯に違法性阻却事由が存在す るという事実は、 する前に構成要件該当性の段階においてすでに決定されているはずであり、そうだとすると、 共犯の違法性阻却の有無を論ずる上で問題となるにすぎないと解される。 正犯における違法性

このように見てくると、 共犯の構成要件該当性が認められるためには、 正犯行為は構成要件に該当すれば足り、

違法性まで有する必要はないといわなければならない。

(二) 共犯における違法性阻却の判断

ならないかである。換言すると、これは、正犯に違法性阻却事由が存在する場合は常に共犯も違法性が阻却される (1) そこで、次に問題となるのが、 違法性阻却の判断において共犯を違法とするためには正犯も違法でなければ

のかという問題である。

なくても共犯は成立しないとされる。(B) れる場合、 は肯定的に解されることになろう。 この問題は、これまであまり意識的には論じられてこなかったが、 正犯は違法性を基礎づける法益侵害を惹起していないから、仮に共犯者自身に違法性阻却事由の適用が 実際、 制限従属性説を支持される山口教授は、正犯に違法性阻却事由が適用さ 通説である制限従属性説からすると、 この点

罪に関与した場合の取扱いに関し正犯と共犯に分ける、いわゆる共犯体系を採用しており、これによると、 確かに、通常は、正犯が違法でなければ共犯も違法ではないといってよいであろう。現行刑法は、 複数の者が犯 犯罪的

にすぎない。そうだとすると、山口教授のいわれるように、第一次的責任類型である正犯が違法性を阻却する以上 結果について第一次的な責任を負うのは正犯であり、 第二次的責任類型である共犯を違法と評価することは原則として許されないであろう。 共犯は、 処罰拡張事由として第二次的な責任を問われるもの 正犯行為が適法であれ

処罰されるわけではない。 たとえば、警察官が逮捕状を執行して被疑者を逮捕するのを私人が手助けした場合、 逮捕状の執行による被疑者の逮捕は、警察官の身分を有する者にのみ許されているもの 私人は逮捕罪の幇助として

ば、それに加功した共犯も何ら違法な結果を惹起していないと考えられるからである。

であり、私人にはその身分がないが、警察官の逮捕行為は違法性を阻却する行為であり、それに加功した私人も何 ら違法な結果を惹起していないからである。このような場合には、やはり正犯の違法性阻却に基づいて共犯も違法

性が阻却されると解するほかないように思われる。

正犯であるXの行為は正当防衛として違法性を阻却するのであるから、これを唆したYの行為も違法性を阻却する

XがAに襲われそうになっているのを見たYが、Xに「Aを殴って自分の身を守れ」と命令した場合、

法性を阻却する以上、それに関与したYについても違法性が阻却されるであろう。 と解すべきである。 Y自身は被害者から同意を受けたわけではないが、正犯であるXの行為が被害者の同意の法理により違 また、 他人から「殴ってくれ」といわれて迷っているXに対してYが「殴ってやれ」と助言し

五六巻五号

五六卷五号

も何ら違法な結果を惹起していないので、その違法性が否定されたにすぎないと考えるべきであろう。 うるはずである。 比較衡量し、違法性の有無および程度を個別的・実質的に判断するものであるから、 たのではなく、 においても相対化しうる。このような見地からすると、正犯が違法でなくても共犯は違法であるということもあり (2)すでに述べたように、 それでは、正犯が違法性を阻却する場合には、およそ共犯が違法と評価されることはありえないのであろう 正犯の違法性とは別に共犯者の具体的事情をもとにその独自の違法性を判断した結果、 右に挙げた適法行為への関与の各事例は、正犯が適法であることから自動的に共犯も適法とされ 違法性阻却の有無は、 当該行為者の具体的な事情を基礎として、 違法性阻却の判断は共犯者間 相反する様々な利益を

判断すべきであり、 当防衛や正当行為によって違法性を阻却しても共犯が成立する余地はあるとされる。 ないし違法性阻却を認めるのは当然であり、違法性が相対的であるのは違法性固有の性質であるとされ、 法二元論を採り、その結果として主観的違法要素を認める立場からは、正犯の違法性とは別個に共犯独自の違法性 によって異なってくるから、違法性阻却の有無は当該違法性阻却事由の趣旨にしたがって各行為者ごとに個別的に における違法性阻却はその状況における適切な解決を示すためのものであり、 この点、先述したように、正犯に違法性阻却事由が存在しても共犯が違法とされることもありうるとする見解 最近有力化しつつある。たとえば、 正犯が違法性を阻却する場合に共犯が可罰的となることはありうると主張される。これらの見 大谷教授は、 違法性の本質を社会倫理規範に違反する法益侵害に求める違 何が適切な解決かは各行為者の状況 佐伯教授も、 法益の葛藤状況 正犯が正

解は支持されるべきであると思われる。

ただ、先に述べたように、 通常は正犯が違法性を阻却する場合には共犯の違法性も否定されるといってよ

1 (3)正犯が適法であるにもかかわらず共犯が違法と評価されるのはどのような場合かである。

に優越的利益の原則に基づいて違法性が阻却される場合と、被害者の同意など利益不存在の原則により違法性が阻 この点につき具体的な基準を示されているのが、島田助教授である。島田助教授は、正当防衛や緊急避難のよう

却される場合とを分けられる。まず、優越的利益の原則による違法性阻却については、共犯者の行為以前にすでに

違法性阻却の前提状況が存在していたときは、適法な正犯行為に関与した共犯も適法となるが、これに反し、

共犯

共犯は違法と評価されるという。後者の場合には、共犯者は、そもそも利益の衝突状況に追い込まないことができ 者自身によって違法性阻却の前提状況 (利益の葛藤状況) が作出されたときは、 正犯は適法であるにもかかわらず

却を自己の有利に援用できず、処罰されるというのが、その理由である。 たにもかかわらず、そうした事態を自己の支配下に収め、両者の利益を衝突させている点から、正犯者の違法性阻 甲が丙の防衛行為を利用して乙を殺害する意図で、乙に対して丙を殺すよう唆し、丙の正当防衛によ

って乙が殺害された事例では、正当防衛の状況が甲によって作出されたといえる限り、甲の行為は違法と評価され 非行をした子に対して懲戒せよと親に助言した者は、 自ら違法性阻却の前提状況を作出したわけではな

を利用した違法行為として子への暴行罪などが成立する。すでに真犯人と疑うに足る客観的状況が存在している場 唆すと同時にその親に対して子への懲戒権の行使を唆したときは、自ら利益の葛藤状況を作出しており、 から、 親の子に対する懲戒という適法行為に関与したにすぎず不可罰であるが、これに反し、 子に対して非行を

共犯従属性概念の再構成(二・完 五六卷五号 一八五

立する。 た場合は、 合に、これを逮捕するよう警察官を唆しても不可罰であるが、警察官に虚偽の事実を申告して無実の者を逮捕させ 自ら客観的嫌疑を作り出しているから、警察官の適法な逮捕行為を利用した違法行為として逮捕罪が成

が被害者の承諾を得ており、その行為が適法と評価される場合には、これに関与した者の行為も適法となる。 なくなるから、違法の相対化の余地はないとされる。これに当たるのが、被害者の同意の場合である。 他方、利益不存在の原則による違法性阻却については、被害者による有効な法益処分によって法益侵害が存在し 直接行為者

益が衝突する状況を作出した場合は、その作出行為は社会的に相当でなく、違法と評価されるべきであろう。 らゆる法益が保護される方が望ましいのであるから、もともと法益の衝突が避けられたにもかかわらず、あえて法 を犠牲にして他方の法益を保全せざるをえないという場合、その法益侵害行為は正当化される。しかし、 本来はあ

以上のような島田助教授の見解は、基本的に妥当であると思われる。複数の法益が対立し、いずれか一方の法益

が正犯か共犯かによって異なるものではないとの立場から、違法性阻却の前提状況の作出という基準は間接正犯お る場面はそれほど多くないということである。 ただ、次の点には注意を要する。第一は、共犯成立の必要条件に関して違法性阻却の前提状況の作出が問題とな 島田助教授は、適法行為の利用が違法か否かの基準はその利用行為

当事実を一方的に利用・支配したといえ、 事例を見ても分かるように、違法性阻却の前提状況を自ら作出する事例の多くは、他人の行為もしくは構成要件該 よび狭義の共犯の両者に妥当するとされる。そして、島田助教授が適法行為を利用する違法行為として挙げられた 間接正犯が成立することになろう。 したがって、本稿がもっぱら検討の

作出においては、 は、その作出行為が正犯者を一方的に利用するとまではいえない場合に限られる。また、 対象としている狭義の共犯において違法性阻却の前提状況を作出したことを理由に背後者の行為が違法とされるの 先述した事例のように正犯者に直接的な働きかけをしない場合が多いであろうから、 違法性阻却の前提状況 片面的

唆・幇助を否定する見解に立てば、 優越的利益の原則による違法性阻却の場合において違法性阻却の前提状況の作出がすべて違法になると 共犯が問題となる事例は一層少なくなる。

生命とが対立する利益衝突状況を作り出したのは胎児の両親であるが、そうだとしても、 は解されない。たとえば、 する行為、あるいは妊娠そのものを堕胎罪の共犯として違法であると評価することはできないであろう。また、負 くて妊娠したところ、 やはり中絶せざるをえなくなったという場合、 母体の健康上の理由により人工妊娠中絶の可能性があることを知りながら、子供が欲し 妊娠により母体の生命 両親が医師に中絶を依 ・身体の安全と胎 覚の

になったときに臓器を摘出されて心停止に至った場合も、違法性阻却の前提状況を作出しているが、これを傷害罪 移植のための臓器提供を他人に促したところ、その者がこれを容れて事前の書面による意思表示をなし、 もしくは殺人罪の共犯とする結論は妥当でないように思わ 傷する可能性を認識しながら他人にボクシングをするよう勧めた結果、対戦相手の攻撃を受けて負傷した場合や、 れる③ 脳死状態

状況をあえて作出する点が不適切であり、 翻って考えてみると、 違法性阻却の前提状況の作出が違法とされたのは、 社会的相当性を欠くからであった。そうだとすれば、 利益の衝突が避けられたのに利益衝突 違法性阻

状況を作出したことが、具体的事情の下では適切であり、社会的に相当であるといえる場合には、その作出行為は

(二・完

法な正犯行為に関与した共犯の行為が違法かどうかも、 違法でないと評価されるべきであるということになろう。そもそも違法性阻却の有無は、当該行為の具体的事情を 相反する様々な利益を比較衡量し、社会的相当性の有無を個別的・実質的に判断するものであるから、 結局は、 共犯者自身の具体的な事情をもとに、 様々な利益 滴

ときには不可罰となるとされているのも、そのような趣旨であるとすれば妥当である。 益の衝突状況を作り出したかどうかは、 うべきである。 を比較衡量しつつ、その行為が社会的に相当なものであったかどうかを個別的・実質的に判断するほ 島田助教授が、 違法性阻却の前提状況を作出した場合でも共犯者自身に違法性阻却事由が存在する 当該共犯行為の社会的相当性を判断する上での資料の一つにすぎないとい かはない。利

制度を利用したにすぎないのであるから、その行為は社会生活上許容されているというべきであろう。 却 れるから、社会的相当性を有するといえる。また、他人にボクシングや臓器提供を勧めた者も、 絶の可能性があっても妊娠・出産を試みることは社会生活上尊重されているというべきであり、 ることもありうる。 このような見地からは、 の前提状況を作出したといえるが、 たとえば、 共犯者が違法性阻却の前提状況を自ら作出した場合でも、共犯の違法性阻却が肯定され 中絶を覚悟で妊娠した両親は、 他面において、スポーツあるいは臓器移植という社会的に相当とされてい 違法性阻却の前提状況を自ら作出 一面では違法性阻 その利益が優先さ しては 、るが、 中

官の逮捕を手助けした場合、Y自身は違法性阻却の前提状況を作出したわけではないが、 もありえよう。たとえば、Xが警察官に虚偽の事実を述べて無実のAを逮捕させようとしたのを見ていたYが警察 違法性阻却の前提状況を自ら作出していなくても、 適法行為に対する共犯が違法であると評価されること Xの違法性阻却の前提状

況の作出という違法行為に加担している以上、Yの行為は社会的に相当でなく、逮捕罪の幇助として可罰的である

には、各行為者における主観的要素の有無に応じてその違法性の評価も異なると解されるからである。そうする 者の違法性は相対化しうる。主観的要素は各人に固有の要素であるから、 (4)さらに、大谷教授が主張されているように、正犯と共犯の間において主観的要素に齟齬がある場合にも、 主観的要素が違法性に関係している場合

両

しながらこれに関与するからこそである。逆に、正犯行為が違法性を阻却することを知らずに共犯者がこれに加功 そもそも正犯の違法性阻却に基づいて共犯にも違法性阻却が認められるのは、共犯者が正犯行為の適法性を認識

した場合は、正犯が適法であっても共犯は違法であるというべきである。たとえば、「もしAから襲われたらこれ

ということになろう。

と、

主観的違法要素が正犯者にはないが、共犯者には存在する場合、正犯が違法性を阻却しても共犯は違法である

は、 たナイフでAを刺殺した場合には、正犯であるYの行為は正当防衛として違法性が阻却されるが、共犯であるX 行為は違法性を阻却する。これに対し、XがYにナイフを手渡してAを殺害するよう教唆し、Yがナイフを携帯し て現場に赴いたところ、Aが突然Yに切りかかってきたので、Yが自己の身を守るため、 イフでAを殺害した場合、Xは、Yの行為が正当防衛として適法であることを認識しつつ関与しているから、 で身を守れ」と言ってXがYにナイフを渡したところ、実際にAがYを攻撃してきたので、Yが防衛のためそのナ 正犯の行為が適法であることを認識していなかったのであるから、Xの行為は違法と解すべきであろう。 Xの指示通り携帯してい X の

同志社法学 五六卷五号

行為は違法となる余地を肯定したものとも解されるのである。 防衛の要件が直接行為者にのみ存在し、背後者はこれを欠く場合に、直接行為者の行為が適法であっても背後者の の指示に従い丙を包丁で刺殺したという事案につき、最高裁平成四年六月五日決定は、乙に積極的加害意思はなか てはこれを否定した。これは、狭義の共犯ではなく共同正犯に関する事案であるが、最高裁は、 ったが、甲にはあったことから、乙にのみ急迫性の要件が存在したとして、乙に過剰防衛の成立を認め、甲につい に向かわせたところ、 乙が丙からいきなり殴る蹴るなどの暴行を受けたため、自己の生命身体を防衛する意思で甲 判例の立場にも沿うものと思われる。甲が乙に対して丙殺害を指示し、包丁を持たせて現場 急追性という正当

- うためには正犯が違法である必要はない。したがって、正犯は違法でなくても共犯が違法であるということもあり 定するために正犯行為は構成要件に該当することを要するが、違法でなくてもよい。また、 以上の検討により、共犯成立の必要条件については次のような結論が得られた。共犯の構成要件該当性を肯 共犯が違法であるとい
- (1) 山中敬一『刑法総論Ⅱ』(一九九九年)七六四頁
- 法益に当たらないとして、医師が看護師の秘密漏示に関与した事例について秘密漏示罪の共犯の成立を否定する。純粋惹起説も (二○○四年)七○頁は、純粋惹起説の立場から、看護師がその業務上取り扱ったことについて知りえた秘密は秘密漏示罪の保護 『問題探求刑法総論』(一九九八年)二三九頁。これに対し、葛原力三「共犯の処罰根拠と処罰の限界(下)」法学教室二八二号 西田典之「共犯の処罰根拠と共犯理論」刑法雑誌二七巻一号(一九八六年)一五〇頁、山口厚「共犯の処罰根拠と従属性」同

成立を否定することと同じであるように思われる。なぜ看護師の知った秘密が秘密漏示罪の保護法益ではないのかというと、そ 発生していないとするのであろう。しかし、そのような説明は、看護師の行為が構成要件に該当しないことを理由に医師の共犯 共犯者にとって違法な法益侵害結果の発生を共犯成立の要件と解しており、この事例では医師にとっても違法な法益侵害結果は

(3) 林幹人「適法行為を利用する違法行為」同『刑法の現代的課題』(一九九一年)一一六頁、曽根威彦『刑法の重要問題 れは、看護師による秘密漏示行為が構成要件に該当しないためであるといわざるをえないからである。

補訂版』(一九九六年)二九二頁、井田良「故意なき者に対する教唆犯は成立しうるか」同『犯罪論の現在と目的的行為論』(一

- 唆した場合は、被害者の同意があるために保護すべき法益が存在せず、違法性が否定されると解する余地もあろう。葛原・前掲 九九五年)一八二頁、山口・前掲注(2)二四〇一二四一頁。もっとも、純粋惹起説においては、他人に自傷行為や自損行為を (2)六九頁は、他人に自傷行為を唆した場合には、法益主体の意思に基づく法益の正当な処分を惹起したにすぎないから、
- (4) 大塚仁『刑法概説(総論)〔第三版〕』(一九九七年)二六六頁、山口厚『刑法総論』(二〇〇一年)二五三頁参照

そもそも違法な結果の惹起がないとする。

- 5 頁以下、山中・前掲注(1)七六四頁。さらに、葛原・前掲注(2)七〇―七一頁参照。 山中敬一「共犯における可罰的不法従属性に関する若干の考察」『中山研一先生古稀祝賀論文集第三巻』(一九九七年)三〇〇
- 7 さらに、鳥田聡一郎「いわゆる『故意ある道具』の理論について(三・完)」立教法学六二号(二〇〇二年)八三頁参照。

6

山中・前掲注(5)三一○頁以下。

- 8 高橋則夫 『共犯体系と共犯理論』 (一九八八年) 二〇六―二〇七頁
- (10) 西田·前掲注(2) 一五○頁、山口·前掲注(2) 二三九―二四○頁

9

高橋·前掲注(8)二〇七頁。

- 11 団藤重光『刑法綱要総論第三版』(一九九一年)三八四頁、大塚・前掲注(4)三〇〇頁、 山口・前掲注(4)二七一頁、二七
- 三頁 大塚・前掲注(4)二七二―二七三頁

同志社法学

- 13 山中・前掲注(1)七五七—七五八頁
- 14 大谷實『新版 刑法講義総論 [追補版]』(二〇〇四年)四三三頁。

山口・前掲注(2)二四四頁

15

16 Vgl. Hoyer, Systematischer Kommutar zum Strafgesetzbuch, Allgemeiner Teil, 2000, Vor \$26 Rdnr.18

の基礎理論』(二〇〇二年)八八頁以下、精神的に支配的もしくは対等的に犯罪実現に関与したか否かを基準とするものとして、 理論』(二〇〇〇年) 一五九頁以下、遡及禁止論を援用するものとして、山口・前掲注(4)六四頁、島田聡一郎『正犯・共犯論 塚・前掲注(4)二六六頁、大谷・前掲注(4)四二三頁、行為支配論を支持するものとして、橋本正博『「行為支配論」と正犯 基本的構成要件に該当する実行行為を行うか否かにより正犯と共犯を区別するものとして、団藤・前掲注(11)三七二頁、大

18 山口・前掲注(4)二九一—二九二頁

林幹人『刑法総論』(二〇〇〇年)四〇五―四〇六頁、などがある。

島田·前掲注(17)一九一頁、山口·前掲注(2)二四二頁。

19

- えられた者と同意を与えられていない者とで違法性阻却は相対化するとしている。 の攻撃はすべての者に対して許容されているのではなく、同意を与えた者に対してのみ許されているにすぎないから、同意を与 これに対し、大越義久『共犯の処罰根拠』(一九八一年)二三三一二三四頁は、被害者が法益への攻撃に同意した場合、法益へ
- 21 違法性阻却事由の本質にまで遡ることが必要となろう。その限りでは、葛原・前掲注(2)六九頁が、違法性を阻却する他人の 行為への関与が可罰的かどうかは、正当行為や正当防衛といった個々の違法性阻却事由の効力もしくは射程の問題であって、共 このような理解からすると、適法行為に関与した行為が違法かどうかを判断する際には、正当防衛や正当行為といった個々の
- 22 大谷實「共犯論における最小限従属性説について」同『刑事司法の展望』(一九九八年)一五六頁

犯の処罰根拠や共犯従属性の内容の問題ではないと述べているのは正当である。

- 23 佐伯仁志「共同正犯の基本問題 コメント②」山口厚ほか『理論刑法学の最先端』(二〇〇一年)二三六頁。
- 島田聡一郎 「適法行為を利用する違法行為」立教法学五五号(二〇〇一年)五三頁

- (25) 島田・前掲注(24) 六二頁。
- (26) 島田·前掲注(24) 六六頁。
- (27) 島田·前掲注(24) 六七—六八頁。
- (28) 島田·前掲注(24)七〇頁以下。
- なお、島田・前掲注 (4) 三六頁は、「①行為媒介者に違法性阻却事由が存在する場合に、背後者がいかなる要件の下にそのこ
- 私見によれば、共犯の構成要件該当性を認めるためには、正犯は構成要件に該当すれば足り、違法であることを要しない。そう とによって処罰を免れるか、といういわば適法行為を利用する違法行為に関する構成要件該当性の問題と②背後者自身に固有の いとしても、②の点につき、共犯者自身に違法性阻却事由が存在すると認められれば共犯は不可罰であるとしている。しかし、 ているようである。その上で、共犯者が違法性阻却の前提状況を作出し、正犯者の違法性阻却を共犯者に援用することはできな し、違法性阻却の前提状況の作出という基準は、①の点、すなわち共犯の構成要件該当性を決定するための基準として提示され 違法性阻却事由が存在するか、つまり適法行為を利用する違法行為者の違法性阻却事由の問題」とを区別しなければならないと
- ①の問題は生じない。そして、違法性阻却の有無は行為者ごとに個別的に判断せざるをえないのであるから、問題は、②の点 だとすると、正犯に違法性阻却事由が存在するかどうかは、共犯の構成要件該当性に影響を与えるものではなく、したがって、 却の前提状況の作出が共犯の構成要件該当性ではなく違法性阻却にどのような効果を及ぼすのかを検討した。 すなわちどのような場合に共犯者自身に固有の違法性阻却が存在するかに帰着する。このような見地から、本文では、違法性阻
- 30 却の前提状況を作出した点は違法であるとしても、丙に対する正当防衛の命令自体は違法ではないというべきであろう。この事 撃させた後、丙に対して正当防衛をするよう命じた結果、乙が殺害された場合、甲が乙に丙殺害を教唆したことにより違法性阳 働きかけが違法となるわけではないように思われる。たとえば、甲が丙の防衛行為を利用して乙を殺害する意図で、乙に丙を攻 しかし、違法性阻却の前提状況の作出があった場合、その作出行為自体が違法とされるのであって、その後になされた他人への 違法となるから、狭義の共犯においても違法性阻却の前提状況の作出が問題となる場合は多いという理解もあるかもしれない。 もっとも、違法性阻却の前提状況を作出した後、他人に適法行為を唆したり手助けしたりした場合は、その教唆・幇助行為が

保全を図ることがより適切な行為であるというべきであろう。 法は、甲に対し、「丙が不正な侵害を受けているのを見ても丙を助けてはならない」という規範を与えているということになって の後になされた共犯行為ではないということになるからである。また、右の事例で丙に対する正当防衛の命令が違法だとすると と解されるのであり、そうだとすると、違法性の判断にとって重要なのは、違法性阻却の前提状況の作出そのものであって、そ 例において、仮に甲が丙に正当防衛を命じなかったとしても、違法性阻却の前提状況を作出した以上は、甲は殺人罪に問われる しまう。甲が事前に利益葛藤状況を作り出した者であるとしても、丙の正当な利益が危険に晒されている場合には、その利益の

31 ら、逮捕・監禁罪の共犯として可罰的であるとするが、人が罪を犯すときは逮捕や処罰の可能性を少なくとも未必的には認識し ことになりかねないし、正犯者の死刑の可能性を予測しながら他人に犯罪を唆した場合には正犯者に対する殺人罪となってしま ている場合が多いであろうから、この見解を徹底すると、教唆者や首謀者には常に他の関与者に対する逮捕・監禁罪が成立する さらに、島田・前掲注 (24) 六八頁は、他人に犯罪を唆しておいて警察官に逮捕させた者は自ら客観的嫌疑を作出しているか

- (32) 島田·前掲注(24) 五四頁。
- (33) 刑集四六卷四号二四五頁。
- 『判例講義刑法Ⅰ総論』(二〇〇一年)一三四頁参照 「判批」同 『刑事違法論の研究』(一九九八年)二六九頁、島田・前掲注 (24) 三八—三九頁、 拙稿 「判批」 大谷實編

五むすび

以上、 共犯従属性概念について検討を加えてきた。そうした検討により得られた結論を要約し、本稿を閉じるこ

は、それぞれ次元や射程を異にするものであるが、相互に密接に関連し合ってもいる。そのため、そうした相互の 共犯との間で違法性の評価が異なってもよいかという違法の相対性の問題、の三つに集約される。この三つの問題 性の問題、 解決されるべき問題は、 共犯従属性の概念は多義的であり、共犯従属性をめぐってはこれまで複雑な議論が展開されてきたが、 ②共犯には常に正犯と同じ罪名の犯罪が成立しなければならないかという罪名従属性の問題、 ①共犯が成立するために正犯はいかなる要素を具備しなければならないかという要素従属 ③ 正 現在 犯と

関係を正確に整理しつつ、共犯従属性の諸問題を統一的な観点から論ずる必要がある。

の問題のうち、 ばならないかという問題、 を共犯に認めてよいかという問題や、 対し、後者は、 である。前者は、共犯が成立するために正犯はいかなる要素を備えていなければならないかという問題であるのに ぐる諸問題は、 この点に関して有意義な視点を提供するのが、 この二つの観点から整理されうる。すなわち、 正犯行為の要素が共犯に連帯的に作用するのはいかなる場合かという問題である。 共犯に正犯より軽い犯罪が成立しうるかという問題や、 さらに、 要素従属性の問題は、 違法の相対性の問題のうち、共犯が違法であるためには正犯が違法でなけれ 共犯成立の必要条件の問題と、正犯要素の連帯性の問題との区別 共犯成立の必要条件の問題に属する。 罪名従属性の問題のうち、 違法の相対性の問題のうち、 正犯より重い犯罪 他方、 共犯従属性をめ 正犯が違法な 罪名従属性 の成立

(2)まず、正犯要素の連帯性に関しては、正犯に成立する犯罪と同じ罪名の犯罪が共犯にも原則として成立する

正犯要素の連帯性の問題である。

ら共犯も違法となるかという問題は、

思われる。これに対し、違法性阻却の有無の判断は、 と解すべきであり、その意味で、構成要件該当性判断の段階においては正犯の要素は共犯にも連帯的に作用すると 共犯関係にある者の間でも相違する場合がありうるから、違

法性を否定する事情が共犯者にのみ存在するときには、正犯の行為が違法であっても共犯の行為を適法とすること

次に、共犯成立の必要条件については、 共犯の構成要件該当性が認められるために正犯行為は少なくとも構成要 は可能である。

情をもとに個別的・実質的に判断すべきものだとすると、違法性阻却の判断は共犯者間においても相対化しうると 件に該当しなければならないが、違法性まで具備する必要はないと解される。また、違法性が当該行為の具体的事

いうことになるから、正犯が違法性を阻却しても共犯は違法性を阻却しないということも認められる。したがっ

要素従属性に関しては最小従属性説が妥当であるということになる。